

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>県営建設工事の請負契約に係る<u>指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等</u>に関する規程（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、県営建設工事の請負契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約に該当する請負契約を除く。）を締結する場合における<u>指名競争入札及び条件付一般競争入札</u>の参加者の資格及び指名等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（資格の審査）</p> <p>第 3 条 県営建設工事の<u>指名競争入札及び条件付一般競争入札</u>に参加しようとする者は、知事が別に定める<u>指名競争入札等参加資格基準</u>（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（資格の取消し）</p> <p>第 10 条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反して公正取引委員会から告発、<u>勧告</u>又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（県営建設工事の請負契約）</p> <p>第 11 条 県営建設工事のうち、<u>設計額 1 億円未満のもの</u>の請負契約は<u>指名競争入札の方法</u>により締結し、<u>設計額 1 億円</u></p>	<p>県営建設工事の請負契約に係る<u>条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等</u>に関する規程（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、県営建設工事の請負契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約に該当する請負契約を除く。）を締結する場合における<u>条件付一般競争入札及び指名競争入札</u>の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（資格の審査）</p> <p>第 3 条 県営建設工事の<u>条件付一般競争入札及び指名競争入札</u>に参加しようとする者は、知事が別に定める<u>競争入札等参加資格基準</u>（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（資格の取消し）</p> <p>第 10 条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反して公正取引委員会から告発、<u>命令</u>又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（県営建設工事の請負契約）</p> <p>第 11 条 県営建設工事の請負契約は、<u>条件付一般競争入札の方法</u>により締結するものとする。<u>ただし、災害等緊急の場</u></p>

以上のものの請負契約は条件付一般競争入札の方法により締結するものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第12条 知事は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者で当該県営建設工事の種類に応じた業種に区分され、かつ、等級別区分を行った業種にあつては、当該県営建設工事の設計額に応じた等級（以下「相当等級」という。）に格付けされているものの中から別に定める指名基準により行うものとする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると知事が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者から指名することができる。

(最低価格入札者以外の者を落札者とする場合の基準の作成)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、政令第167条の13において準用する政令第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする場合の基準（以下「低入札価格調査基準」という。）を作成するものとする。

(競争入札審議会)

第14条 [略]

2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ競争入札審議会で審議させるものとする。

(1) 指名競争入札の参加者を指名しようとするとき。

(2) [略]

(3) 入札に参加しようとする者について政令第167条の5の2の規定に基づき定められた条件付一般競争入札の参加者の資格の有無を確認しようとするとき。

合その他条件付一般競争入札に付することが適当でないとき、知事が認めるときは、指名競争入札の方法により締結することができる。

(競争入札の参加者の資格等)

第12条 知事は、政令第167条の5の2の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするときは、当該県営建設工事の種類に応じた業種及び等級別区分を行った業種にあつては当該県営建設工事の設計額に応じた等級（以下「相当等級」という。）に基づき、別に定める基準により行うものとする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると知事が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者を入札に参加させることができる。

2 知事は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者で当該県営建設工事の種類に応じた業種に区分され、かつ、等級別区分を行った業種にあつては相当等級に格付けされているものの中から別に定める指名基準により行うものとする。ただし、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると知事が認めるときは、相当等級の上位又は下位の等級に格付けされている資格者から指名することができる。

(最低価格入札者以外の者を落札者とする場合の基準の作成)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、政令第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする場合の基準を作成するものとする。

(競争入札審議会)

第14条 [略]

2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ競争入札審議会で審議させるものとする。

(1) [略]

(2) 政令第167条の5の2の規定に基づき定められた条件付一般競争入札の参加者の資格の有無を確認しようとするとき。

(4) 低入札価格調査基準に該当する入札が行われた場合において、当該入札の落札者の決定に当たり特に必要と認められるとき。

3～5 [略]

(準用規定等)

第17条 第12条、第13条及び第14条第2項から第5項までの規定は、広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長が指名競争入札に付する場合の参加者の指名、最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について、第13条並びに第14条第2項第2号から第4号まで及び第3項から第5項までの規定は、広域振興局の副局長若しくは総合支局長若しくは地方振興局長又は広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長若しくは地方振興局企画総務部長が条件付一般競争入札に付する場合の最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について準用する。この場合において、第14条第2項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは、「地方競争入札審議会」と読み替えるものとする。

2 広域振興局の副局長及び総合支局長並びに地方振興局長並びに広域振興局の総務部長及び総合支局地域支援部長並びに地方振興局企画総務部長は、指名競争入札の参加者を指名する場合において当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、所管区域外の資格者も指名競争入札に参加できるように配慮しなければならない。

(医療局長又は企業局長の依頼による指名等)

第18条 知事は、医療局長又は企業局長から県営建設工事に係る指名等競争入札の参加者の指名等を依頼されたときは、この規程に基づいてこれを行うものとする。

(3) 指名競争入札の参加者を指名しようとするとき。

(4) その他県営建設工事の請負契約に関し特に必要と認められるとき。

3～5 [略]

(準用規定等)

第17条 第12条、第13条及び第14条第2項から第5項までの規定は、広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長が条件付一般競争入札に付する場合の参加者の資格の設定、指名競争入札に付する場合の参加者の指名、最低価格入札者以外の者を落札とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について、第13条並びに第14条第2項第1号、第2号及び第4号並びに第3項から第5項までの規定は、広域振興局の副局長若しくは総合支局長若しくは地方振興局長又は広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長若しくは地方振興局企画総務部長が条件付一般競争入札に付する場合の最低価格入札者以外の者を落札とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について準用する。この場合において、第14条第2項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは、「地方競争入札審議会」と読み替えるものとする。

(医療局長又は企業局長の依頼による入札の執行等)

第18条 知事は、医療局長又は企業局長から県営建設工事に係る競争入札の執行等を依頼されたときは、この規程に基づいてこれを行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- この告示は、平成19年7月1日から施行する。
- 特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、

当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 県営建設工事 県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号。以下「指名等規程」という。）第2条第1号に規定する県営建設工事をいう。

(3) [略]

(資格の審査)

第3条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) [略]

(4) [略]

(一般競争入札審議会)

第10条 [略]

2 指名等規程第14条第3項から第5項まで及び第16条の規定は、一般競争入札審議会の場合の**手続及び秘密の保持**について準用する。この場合において、指名等規程第13条第3項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは「一般競争入札審議会」と、指名等規程第16条中「競争入札審議会及び地方競争入札審議会」とあるのは「一般競争入札審議会」と読み替えるものとする。

当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 県営建設工事 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号。以下「資格等規程」という。）第2条第1号に規定する県営建設工事をいう。

(3) [略]

(資格の審査)

第3条 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当する者

(2) [略]

(3) [略]

(一般競争入札審議会)

第10条 [略]

2 資格等規程第14条第3項から第5項まで及び第16条の規定は、一般競争入札審議会の場合の**手続及び秘密の保持**について準用する。この場合において、資格等規程第13条第3項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは「一般競争入札審議会」と、資格等規程第16条中「競争入札審議会及び地方競争入札審議会」とあるのは「一般競争入札審議会」と読み替えるものとする。

3 特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第428号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 県営建設工事 <u>県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程</u> （昭和56年岩手県告示第412号。以下「 <u>指名等規程</u> 」という。）第2条第1号に規定する県営建設工	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 県営建設工事 <u>県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程</u> （昭和56年岩手県告示第412号。以下「 <u>資格等規程</u> 」という。）第2条第1号に規定する県営建設工事をい

事をいう。

(2)・(3) [略]

(特定県営建設工事の請負契約)

第3条 [略]

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程(平成8年岩手県告示第427号。以下「一般規程」という。)第6条に規定する資格者(以下「一般競争資格者」という。)又は指名等規程第6条第1項に規定する資格者(以下「条件付一般競争資格者」という。)で、特定県営建設工事の施工が可能なる者がいる場合は、特定共同企業体と当該一般競争資格者又は条件付一般競争資格者との混合による競争入札を行うことができる。

(等級別の格付け)

第7条 前条第1項の申請書を提出した条件付一般競争資格者を構成員とする特定共同企業体に係る等級別の格付けは、構成員の指名等規程第6条第1項に規定する等級別区分(以下「等級別区分」という。)により、次の各号に掲げると共に、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(準用規定)

第9条 指名等規程第13条、第14条(第2項第1号を除く。)、第15条、第16条及び第18条の規定は、特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成、競争入札審議会、地方競争入札審議会、秘密の保持及び医療局長又は企業局長の依頼による指名等について準用する。この場合において、第14条第1項、第15条及び第18条中「県営建設工事」とあるのは「特定県営建設工事」と読み替えるものとする。

2・3 [略]

う。

(2)・(3) [略]

(特定県営建設工事の請負契約)

第3条 [略]

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程(平成8年岩手県告示第427号。以下「一般規程」という。)第7条に規定する資格者(以下「一般競争資格者」という。)又は資格等規程第6条第1項に規定する資格者(以下「条件付一般競争資格者」という。)で、特定県営建設工事の施工が可能なる者がいる場合は、特定共同企業体と当該一般競争資格者又は条件付一般競争資格者との混合による競争入札を行うことができる。

(等級別の格付け)

第7条 前条第1項の申請書を提出した条件付一般競争資格者を構成員とする特定共同企業体に係る等級別の格付けは、構成員の資格等規程第6条第1項に規定する等級別区分(以下「等級別区分」という。)により、次の各号に掲げると共に、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(準用規定)

第9条 資格等規程第13条、第14条(第2項第3号を除く。)、第15条、第16条及び第18条の規定は、特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における最低価格入札者以外の者を落札者とするのできる場合の基準の作成、競争入札審議会、地方競争入札審議会、秘密の保持及び医療局長又は企業局長の依頼による入札の執行等について準用する。この場合において、第14条第1項、第15条及び第18条中「県営建設工事」とあるのは「特定県営建設工事」と読み替えるものとする。

2・3 [略]